

第6回 経済的支援に関する検討会における質問事項への回答

厚生労働省

問1 地下鉄サリン事件に関する調査において、被害者のカウンセリングの必要性について調査しているか。調査している場合にはどのような結果が出ているのか。

(答)

地下鉄サリン被害者に対するカウンセリングの必要性についての研究は実施していない。

なお、平成10年から12年まで「東京地下鉄サリン事件被害者の慢性期における身体的、精神医学的影響に関する患者対照研究」という研究が行われているが、これはサリン曝露がヒトに及ぼす身体的、精神医学的な影響の差に着目した研究であり、カウンセリングについては調査していない。

問2 心理療法が医学的にみて有効性があることを示すデータとしてどのようなものがあるか。

(答)

当省において把握していない。

問3 犯罪被害者等に対するカウンセリングを行う場合、対応可能な精神科医・臨床心理士等の数、目安として必要と考えるカウンセリングの回数又は期間、目安として1回当たりのカウンセリングに支払うべき報酬額についてどのように考えるか。

(答)

カウンセリングの対象となる犯罪被害者の事例や症状については個々に異なるため、犯罪被害者にふさわしいカウンセリングの条件や報酬についてお答えすることは困難であるが、一般のカウンセリングに係る診療報酬は別紙の通りである。

問 4 犯罪被害者等に対するカウンセリングのうち、現在の医療保険が適用される項目としてこういったものがあるのか。

(答)

診療報酬上カウンセリングの代表的なものとしては、

- ・ 入院精神療法
... 神経症、心因反応等の患者に対し精神保健指定医等が行う精神療法
- ・ 通院精神療法
... 神経症、心因反応等の患者に対し精神保健指定医等の行う精神療法
- ・ 心身医学療法
... 心身症の患者に対し当該療法に習熟した医師の行う心身医学療法

があり、いずれも医師が行うこととされている。各カウンセリングについての診療報酬上の実施回数、点数等については別紙の通り。

(注) 療養の給付内容に応じて保険者から保険医療機関に対して保険給付が行われることとなるが、健康保険法第 57 条等の規定に基づき、保険者は加害者に対して、当該保険給付に支払った保険金を求償することができることとされている。

問 5 犯罪被害者等給付金が支給されるまで医療機関が医療費の自己負担分の支払を猶予する場合、どのような手続きをとることによって支払請求の猶予が可能となるのか。

(答)

保険医及び保険医療機関療養担当規則第 5 条の規定に基づき、犯罪被害者であるかどうかにかかわらず、保険医療機関は療養の給付に対する一部負担金を患者から受領することとされているが、受領猶予については特段定められていない。

○ 診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）（抄）

I 001 入院精神療法（1 回につき）

- 1 入院精神療法（ ） 360 点
 - 2 入院精神療法（ ）
 - イ 入院の日から起算して 6 月以内の期間に行った場合 150 点
 - ロ 入院の日から起算して 6 月を超えた期間に行った場合 80 点
- 注 1 1 については、入院中の患者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医（以下単に「精神保健指定医」という。）が 30 分以上入院精神療法を行った場合に、入院の日から起算して 3 月以内の期間に限り週 3 回を限度として算定する。
- 2 2 については、入院中の患者について、入院の日から起算して 4 週間以内の期間に行われる場合は週 2 回を、入院の日から起算して 4 週間を超える期間に行われる場合は週 1 回をそれぞれ限度として算定する。ただし、重度の精神障害者である患者に対して精神保健指定医が必要と認めて行われる場合は、入院期間にかかわらず週 2 回を限度として算定する。
- 3 区分番号 A 231 に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理加算を算定する患者に対して入院精神療法を行った場合は、所定点数に所定点数の 100 分の 100 に相当する点数を加算する。

I 002 通院精神療法（1 回につき）

- 1 区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する初診の日において精神保健指定医等が通院精神療法を行った場合 500 点
 - 2 1 以外の場合
 - イ 病院の場合 330 点
 - ロ 診療所の場合 360 点
- 注 1 入院中の患者以外の患者について、退院後 4 週間以内の期間に行われる場合にあっては週 2 回を、その他の場合にあっては週 1 回をそれぞれ限度として算定する。ただし、区分番号 B 000 に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。
- 2 区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する初診の日において通院精神療法を行った場合は、診療に要した時間が 30 分を超えたときに限り算定する。
- 3 20 歳未満の患者に対して通院精神療法を行った場合（初診の日から起算して 6 月以内の期間に行った場合に限る。）は、所定点数に 200 点を加算する。

I 004 心身医学療法（１回につき）

1 入院中の患者 70 点

2 入院中の患者以外

イ 初診時 110 点

ロ 再診時 80 点

注 1 精神科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。

2 区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が 30 分を超えたときに限り算定する。

3 入院中の患者については、入院の日から起算して 4 週間以内の期間に行われる場合にあっては週 2 回を、入院の日から起算して 4 週間を超える期間に行われる場合にあっては週 1 回をそれぞれ限度として算定する。

4 入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して 4 週間以内の期間に行われる場合にあっては週 2 回を、初診日から起算して 4 週間を超える期間に行われる場合にあっては週 1 回をそれぞれ限度として算定する。

5 20 歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の 100 分の 100 に相当する点数を加算する。

B 001 特定疾患治療管理料

4 小児特定疾患カウンセリング料 710 点

注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、15 歳未満の喘息、周期性嘔吐症等の患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に 1 回以上行った場合に、1 年を限度として月 1 回に限り算定する。ただし、区分番号 B 000 に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。